

せい かつ こん きゅう しゃ じ りつ し えん せい ど

生活困窮者自立支援制度について

平成27年4月から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者への支援制度が始まりました。境港市でも次のような事業を実施し支援を行っています。

①生活困窮者自立相談支援事業

働きたくても働けない、病気があり将来の生活が不安など、生活上の困りごと、悩みや不安などについて、専門の支援員が生活上の課題を整理し、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な目標や計画（支援プラン）を作成します。支援プラン作成後は、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を相談者に寄り添いながら行います。

なお、この相談事業は、社会福祉法人境港市社会福祉協議会に委託して実施しています。

②住居確保給付金の支給

離職により、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方（※対象要件あり）に対し、就職に向けた活動などを条件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給することにより、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

- ※主な要件
- ・満65歳未満であり、かつ、離職の日から2年以内であること。
 - ・離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。
 - ・申請者及び同一世帯員がいずれも「暴力団員」でないこと。
 - ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
 - ・申請者及び同一世帯員の収入の合計額が一定額以下であること。
 - ・申請者及び同一世帯員の所有する金融資産が一定額以下であること。など

③ 子どもの学習支援

生活困窮世帯の児童(小学3年生～6年生)を対象として、大学生等による学習支援を行い、
学習習慣の確立や居場所づくりを行っています。

なお、この事業は、社会福祉法人こうほうえんに委託して実施しています。

【実施場所：さかい幸朋苑(誠道町)、新さかい幸朋苑(上道町)】

相談・連絡先

① について

さかいみなとししゃかいふくしきょうぎかい
境港市社会福祉協議会

でんわ 電話 0859-45-6116

② ③について

さかいみなとしふくしじむしょ(ふくしか)
境港市福祉事務所(福祉課)

でんわ 電話 0859-47-1047